

参考資料 5－2

国立大学法人評価委員会
総会（第68回）R3.12.1

令和3年6月30日

国立大学法人評価委員会

大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画の素案の審議方針・体制について

(審議方針)

- 国立大学法人法の規定及び同法制定当時の附帯決議等を踏まえ、第4期中期目標期間に向けても引き続き、各大学共同利用機関法人が作成する中期目標・中期計画の素案の内容を尊重することを原則とし、大学共同利用機関法人中期目標大綱に示す大学共同利用機関法人の役割・機能の中から、何を中期目標に位置付けるかについては、各法人の選択を尊重するものとする。
- それを前提とした上で、第2期及び第3期と同様に、以下の場合について各法人に対して素案の修正を求ることとする。

1. 国立大学法人法等の法律改正を要する事項など、文部科学大臣限りでは実施することができないため、文部科学大臣として中期目標に記載することにより責任をもって各法人にその実施を求めることができない場合

2. 財政上の観点から修正の必要がある場合

3. 「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて」に示した内容に鑑み、概ね以下の観点から修正等の必要がある場合

- ・ 各法人の強みや特色を踏まえ、大学共同利用機関法人としての役割を果たしつつ、特に重視する取組について明確な目標が定められているか。
- ・ 大学共同利用機関法人中期目標大綱に示す大学共同利用機関法人の役割・機能が踏まえられているか（各法人が独自に設定する目標を除く。）。
- ・ 目標を具体的に実現するための手段が明示されているか。特に「IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項」について、具体的な記載となっているか。
- ・ 目標の実現や手段の遂行について、大学共同利用機関法人の役割・機能に照らし適切な水準かつ達成状況を検証することができる指標が設定されているか。

4. 法令違反や研究倫理違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる場合

5. 第3期中期目標期間における中期目標期間評価（4年目終了時評価）において改善事項等が付された法人について、当該改善事項等に対する適切な対応が記載されていない場合

6. 大学共同利用機関の検証結果を踏まえた中期目標・中期計画の策定を行う観点から適切性を欠く場合

7. 政府としての方針が示されている事項等、統一的な対応が求められる場合

※このほか、記載事項の欠落等、形式的な不備がある場合にも修正を求める。

(審議体制)

各法人の中期目標・中期計画の素案を統一的に確認する観点から、国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会に設置したワーキンググループにおいて審議を行い、国立大学法人評価委員会としての意見案を取りまとめた上で、それを踏まえて文部科学大臣から各法人に対して意見することとする。